

2022年5月9日

総長 廣瀬 克哉 殿

専門職大学院教育課程連携協議会

(法科大学院)

議長 高須 順一

専門職大学院教育課程連携協議会 (法科大学院)

2021年度 活動報告書

【委員会開催日及び開催場所】

第1回 2021年7月29日 法科大学院棟 L101 教室及びビデオ会議 (Zoom)

第2回 2022年2月25日 法科大学院棟 L101 教室及びビデオ会議 (Zoom)

【協議会委員構成】

高須 順一 (法政大学法務研究科長)

赤坂 正浩 (法政大学法務研究科副研究科長)

伊豆 隆義 (公益財団法人日弁連法務研究財団常務理事, 弁護士)

安井 規雄 (東京弁護士会, 弁護士)

瀬戸 英雄 (弁護士, 一般社団法人事業再生実務家協会代表理事)

【協議会の目的】

連携協議会 (法科大学院) は

(1) 産業界 (法曹界) 等との連携による授業科目の開設その他の教育課程の編成に関する基本的な事項

(2) 産業界 (法曹界) 等との連携による授業の実施その他の教育課程の実施に関する基本的な事項及びその実施状況の評価に関する事項

について審議し, 総長及び研究科長に意見を述べるものとする。

【活動方針】

- 1 司法試験合格者の実績等, 現状を把握し, 実績向上のための意見交換をする。
- 2 入学志願者等の実績向上を図るための意見交換をする。
- 3 法科大学院の取組状況について意見交換をする。
- 4 その他, 必要な意見交換をする。

1 はじめに

本連携協議会は2019年度に設置され、3年目の2021年度の活動報告をするものである。協議会委員に関しては、一期2年の定めとなっており、2021年度は新たな委員を選任する必要があったが、これまでの実績を考慮し、引き続き弁護士の継続的研修・研究事業及び法科大学院の認証評価事業を主目的とする公益財団法人日弁連法務研究財団常務理事である伊豆隆義弁護士、2018年度日本弁護士連合会筆頭副会長・東京弁護士会会長であった安井規雄弁護士、日本航空の再建等に尽力され倒産・企業法務分野において多くの功績を有し、本学卒業生でもある瀬戸英雄弁護士を再任した。2021年度もこれらの3委員から有意義な意見、提言を伺うことができた。法科大学院制度は21世紀の司法制度のあり方とこれを支える法曹養成制度の根幹をなす重要な制度であるが、未だ歴世が浅く、多くの問題点を有している。そこで、時代の要請に応える実務法律家を育成するために設置された法科大学院制度の健全化、安定化を図ることは国家的課題であると共に、市民社会の命脈に関わる大事であると理解している。とりわけ、1880年の東京法学社講法局に始まり、我が国最古の法律学校の一つとして、多年にわたり法曹養成教育を実施してきた本学においては、この法科大学院の運営を軌道に乗せることは喫緊の重要課題であると肝銘している。

そのような状況下において、数多くの実績に基づき高い識見を有する協議会委員の方々から、意見、提言を伺うことができる機会は極めて貴重である。今後も本連絡協議会を継続的に実施し、本学法科大学院の運営に役立てていく所存である。

2 司法試験合格者の向上

- (1) 2020年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、司法試験が3カ月延期され8月に実施されたが、2021年度は本来の試験日程である5月に実施された。受験生の中には試験日直前になって、新型コロナウイルスに罹患あるいは濃厚接触となり、受験を見送らざるを得ないということもあったようである。

本法科大学院を修了した2021年度の受験者55名に対して、短答式試験合格者は41名、最終合格者は8名であった。単年度で見た場合、昨年度と比して、短答式試験合格率が74.5% (+17.4%)まで向上し、2010年度以来の高水準の合格率であった。短答式試験の合格率の高さから、最終合格にも期待がされたものの、最終合格は14.5% (▲1.8%)に留まった。予備試験合格者を除く法科大学院全体では、2021年度は受験者3,024名、短答式試験合格者2,272名(合格率75.1%)、最終合格者1,047名(合格率34.6%)であった。短答式試験の合格率は全国平均と同程度であったが、最終合格率については依然、本学の場合は低迷している。

- (2) 現在の司法試験制度以降、2006年度から2021年度まで、本法科大学院の修了生の司法試験受験者は延べ1,953名、短答式試験合格者は1,234名、最終合格者

は 319 名にとどまる。短答式試験合格率は 63.1%（前年度までの累積 62.9%）、最終試験合格率は 16.3%（前年度までの累積 16.4%）で推移している。

- (3) 予備試験よる合格者が法科大学院修了生に対して極めて高く、法科大学院制度創設の趣旨に立ち返り、教育の質を継続的に向上し合格者の向上につなげていくことを思考すべきである。

法科大学院に求められる役割を実行し、司法試験合格の安定的な実績を出していくことが求められる。

3 未修者教育について

- (1) 未修者 1 年生に課されている共通到達度確認試験の結果がよくない。
- (2) 共通到達度確認試験の結果を進級要件に加えることについて、否定はしきれないが、進級率が下がること自体も課題となる。まずは学生に対して、試験の意味合いを理解させ、動機づけを図ることが求められる。
- (3) 未修者の学修状況の把握のために学修ポートフォリオ、学修効果を高めるために、学修カルテの取組みは継続的に実施してもらいたい。

未修者といっても、法学出身者が多いのであれば、現在の結果は評価されるものではなく、学生への一層の学習フォローが必要である。

4 入学者、志願者の安定的な確保

- (1) 本法科大学院においては最近 5 年間の入学試験実施状況を見ると、昨年度までは一般入学試験を 5 回実施し、志願者は概ね 150 名程度にとどまっていたが、2022 年度入試では 183 名に増加した。
- (2) また、2022 年度は一般入試に加えて、法曹養成コース修了（予定）者を対象とした特別入試を新たに実施した。
- (3) 志願者が増えることは、優秀な学生を確保するうえで好材料である。一方で、成績上位の合格者の歩留りがよくなく、合格者の一定数が入学を辞退し、他大学に進学している。
- (4) 2018 年度から実施している奨学金給付施策の効果により、以前ほどの入学辞退が回避され、入学者を確保していることは評価される。

より優秀な学生を確保することは司法試験の合格率を向上につなぐことが期待される。司法制度改革に基づく法曹養成制度の理念とかけ離れた司法試験の現状（合格率の低迷等）などの諸要因により、全国的に法科大学院を志願する学生は減少傾向に歯止めはかかっていない。

志願者が増え、上位層の合格者が入学に繋がれば、司法試験合格が大いに期待できる。それがまた次の志願者増に繋がる。志願者を増やすために、入学者に対する学習フォローを継続的に実行していくことや、法政大学独自のテーマ設定により強みとして社会に公表していくことを検討していくことが望まれる。

5 大学院の取組について

(1) 今期テーマとして取り上げた、a) 法科大学院の役割、b) 未修者教育の充実について、意見交換した。

(2) 重点テーマに加え、ICT機器を活用した学修と効果について意見交換をし、引き続きその学修効果を高めるための工夫を継続していくことを確認した。

法科大学院の役割として、法政大学では法曹実務界と連携して、エクスターンシップにより、法律事務所における臨床教育を継続的に実施しており、2019年度から始めた無料法律相談室についても、新型コロナウイルスの影響により、一時期停止せざるを得ない時期もあったが、継続的に、学生の立ち合いも実現し、臨床教育の実現を具現化していることは評価できる。これらの臨床教育プログラムに参加している学生の成績が上位に分布されているとのことから、多くの学生が参加するような取り組みを検討してもらいたい。

2020年度から未修者学生の修学サポートとして、OB弁護士による相談制度を立ち上げたが、学生の利用が思うように進んでいないことから、今後の制度の見直しが求められる。未修者の教育を高めること、社会人教育といった、法科大学院制度創設の原点に立ち返らねばならない。

6 まとめ

以上の意見交換により、以下を本協議会として提言し、次回以降、その実行状況を点検したい。

提言 1	法科大学院制度創設の趣旨から、法科大学院に求められる役割や大学独自の強みを再考し、司法試験合格に結び付くような教育を実行してもらいたい。
提言 2	学修ポートフォリオ、学修カルテを進化させ、組織的に活用し、また、学生フォローにより学生の動機づけを向上させるような未修者教育を充実されたい。

以上